(ii)　コンクリート中の塩化物イオン量

次の(a)及び(b)の方法により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載されたコンクリート中の塩化物イオン量が0.3kg／㎥以下であること。ただし、防錆剤の使用その他鉄筋の防錆について有効な措置を行う場合においてはこれと異なる値とすることができる。

(a)　採取条件

供試体等の採取の方法は、コア採取法又はこれと同等と認められる方法によること。

(b)　測定方法

コンクリート中の塩化物イオン量の測定方法は、日本工業規格Ａ1154に規定する方法によること。

ｃ　目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、コンクリートの中性化による鉄筋の発錆及び凍結融解作用によるコンクリートの劣化その他劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

②　等級２

次のａ又はｂに掲げる基準に適合し、かつ次のｃに掲げる基準に適合していること。ただし、⑶ハ①本文ただし書に規定する部分については、この限りでない。

ａ　目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、⑶ハ②の基準に適合していること。

ｂ　①ｂの基準に適合していること。この場合において、①ｂ(i)中「次の表１」とあるのは「②の表２」とする。

表２

(い)	(ろ)			
築年数	最小かぶり厚さ30㎜以上40㎜未満		最小かぶり厚さ40㎜以上	
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
10年未満	6㎜	8㎜	10㎜	11㎜
10年以上20年未満	8㎜	11㎜	14㎜	16㎜
20年以上30年未満	10㎜	14㎜	17㎜	20㎜
30年以上40年未満	12㎜	16㎜	20㎜	23㎜
40年以上50年未満	13㎜	18㎜	22㎜	26㎜
50年以上60年未満	15㎜	19㎜	25㎜	29㎜
60年以上70年未満	16㎜	21㎜	27㎜	31㎜
70年以上80年未満	17㎜	23㎜	28㎜	33㎜
80年以上90年未満	18㎜	24㎜	30㎜	35㎜
90年以上100年未満	19㎜	25㎜	32㎜	37㎜

ｃ　①ｃの基準に適合していること。

③　等級１

次に掲げる基準に適合していること。ただし、⑶ハ①本文ただし書に規定する部分については、この限りでない。

ａ　目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、⑶ハ③の基準に適合していること。

ｂ　①ｃの基準に適合していること。

ニ　補強コンクリートブロック造

①　等級３

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、⑶ニ①の基準に適合していること。

ｂ　目視又は計測により確認された評価対象建築物の現況について、コンクリート等の中性化及び雨水の浸透による鉄筋の発錆及び凍結融解作用によるコンクリート等の劣化その他劣化対策に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

②　等級２

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、⑶ニ②の基準に適合していること。

ｂ　①ｂの基準に適合していること。

③　等級１

次に掲げる基準に適合していること。

ａ　目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、⑶ニ③の基準に適合していること。

ｂ　①ｂの基準に適合していること。

第５の４の４―１㈠中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第５の４の４―１㈣ヘ㈠中「評価対象住戸の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下⑷において同じ。)」を「目視若しくは計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等」に改め、同ロ中「評価対象住戸の図書等」を「目視若しくは計測により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等」に改める。

第５の４の４―２㈠中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第５の４の４―２㈣ヘ㈠中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下⑷において同じ。)」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改め、同㈠中「評価対象建築物の図書等」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第５の４の４―３㈠中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第５の４の４―３㈣ヘ㈠ａ中「評価対象建築物の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下この⑷において同じ。)」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改め、同㈤ａ中「評価対象建築物の図書等」を「目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等」に改める。

第５の４の４―４㈠中「(評価住宅に限る。)」を削る。

第５の４の４―４㈣ヘ中「評価対象住戸の図書等（建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。以下この⑷において同じ。)」を「評価対象住戸の図書等」に改める。

第５の５の５―１㈠中「新築住宅」の下に「及び既存住宅」を加える。

第５の５の５―１㈡ヘ中「(平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。)別表第10に掲げる地域の区分をいう（５―２において同じ。)。

①　「地域の区分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。)別表第10に掲げる地域の区分をいう（５―２において同じ。)。